



グループ1 臨床研修制度における図書室の役割

2002年10月に厚生労働省より発表された「新たな医師臨床研修制度の在り方について(案)」をもとに変更点をあげ、それによる図書室の役割を検討した。

1. インターネット環境の整備

この項目は大変抽象的に記載されているため具体的な方法は不明だが、インターネット環境が無い図書室にとっては、整備の提案に有効な項目になると思われる。

2. 「図書室予算は200万円以上必要」の削除

これは予算が減額される可能性を秘めている。それに対し、図書室予算を確保する手段として決定的なものはないが、あえて考えるなら、病院経営に有力な人物の理解と協力を得ることだろう。それには図書室の必要性をアピールする必要がある、そのためには司書の存在と能力を認めさせる必要がある。

3. 「図書室担当者の有無」の削除

これは予算だけでなく担当者自身も削減される厳しい状況を示しているかもしれない。これに対処する方法も、やはり司書の存在アピールと司書能力の向上に励むことだろう。

4. 「研究に必要な施設」から「臨床研修に必要な施設」への図書室定義の変更

インターネット環境の整備は、最新の情報をいち早く入手するための施設を連想させるが、研修に必要なものは、根拠のはっきりしない最新情報よりも教科書のような基本的な図書と思われる。そうすると図書室が整備すべきものは、EBM 資料やガイドラインなど研修医にとって役立つ基本的な単行本となる。

これらの点より、図書室予算確保のための一根拠とすることもできるし、適切な基本図書をそろえる司書能力の必要性を訴えることもできると思われる。

しかし、環境は整備されていても適切に利用できない利用者が多いらしく、図書室は利用者教育や広報活動などのサービス面の充実にも目を向けた方が良い。

(文責：三菱京都病院 井上 智奈美)



グループ2 病院医療機能評価

病院医療機能評価とは病院の現状や将来について第三者機関が調査するもので、昨今、医療を受ける立場からの「医療の質」に対する意識の高まりと共に、病院の生き残りや充実したサービスの提供のため、認定取得を目指す病院が増えています。

病院医療機能評価 ver. 4 を受審するにあたって、病院図書室担当者としてどのような対策をすれば

よいか、その準備、対応についての情報交換の場とし、皆が意見を出し合うことをルールとして、ワークショップを進めました。すでに受審を済ませた病院や現在準備中の病院が、事前に用意した資料や、またどのように審査が進められていくのか、という経験を元に具体的に例を出し合いました。

審査内容としては、合同面接調査、部署訪問、そして書類提出によって審査されます。提出書類には、利用案内、利用統計、目録、業務マニュアル、委員会議事録…と用意した書類はさまざまでした。図書室の現況をサーベイヤの方がどこまで正しく把握できるかについては、我々図書館員の提示の仕方次第、ということになります。それならば部署訪問の限られた時間の中で「コンテンツサービスをしています」と口頭で説明するよりも、コンテンツサービスのコピーを提出するという方法で、物的証拠として具体的に目に見える物で残すことが非常に大事なこととなるとまとめました。

また図書館員の勤務形態が、常勤か非常勤かどうかで審査は変わるのか？という疑問も出されました。常勤が一番ではあってもそれがすべてではなく、大事なのはきちんと図書室が管理、運営されているかが重要であります。利用者の調べたいこと、やりたいことなどの要求をくみ取りながら接することが司書としての仕事であり、それを行い、その姿が伝わることが理想ではないでしょうか。

(文責：大阪府済生会中津病院 吉原 理恵)

グループ3 EBM と病院図書館員

今回のワークショップは、EBM、電子ジャーナル、患者図書館が合同となったため、EBM を軸にさまざまなことについて、話し合いがもたれた。

方法は KJ 法にならない、カードにそれぞれ話したい内容を記入した。それをいくつかのグループにまとめて流れをつくっていった。

まず、最初に取り上げられたのは、果たして EBM とはなにか、本当に必要性があるのか、司書がすべきことはなにかという本質的問いだった。すでに知られているように EBM とは Evidence-Based Medicine 「根拠に基づいた医療」という意味である。これらの情報源に Clinical Evidence、UpToDate、Cochrane Library などがある。司書との関わりは、文献検索が必要であることからくるが、実際には現場で EBM のための代行検索を依頼されたことはないというのが参加者の大半であった。ここで司書の専門性・必要性を積極的にアピールするか否かは意見のわかれるところであった。だが、利用指導や患者への医療情報提供という場面から考えて、EBM についての知識は司書に必要であるということとなった。

しかしながら、EBM の資料に限らず、電子ジャーナルも含め、導入の際の予算をどう通すか、また、知識をどこで得るかという質問もでた。前者に関しては、利用者の中からまずは興味のある人物を捜し、利用者サイドから声をあげてもらい、後者に関して各種ワークショップが開かれているので参加するとよいというアドバイスがあった。

また、付随して EBN (Evidence-Based Nursing) についても話が及んだ。これについては、EBN 以前に看護研究の研究目的や主体性のあいまいさ、果たして心理的側面が多く含まれる看護分野で科学的手法が馴染むのかという問題点が指摘された。

EBM は電子資料、患者図書館、看護と病院図書室とさまざまな局面で結びつく可能性をもっており、その知識をもっていることは今後司書にとり重要なこととなるだろう。

(文責：神戸市立中央市民病院 田中 友恵)